

日雇契約職員取扱要領

制定 平成17年4月1日 17要領第2号

最終改正 平成27年4月1日 27要領第74号 一部改正

(趣旨)

第1条 この要領は、国立研究開発法人産業技術総合研究所契約職員就業規則（17規程第4号。以下「契約職員就業規則」という。）第56条第2項の規定に基づき、国立研究開発法人産業技術総合研究所（以下「研究所」という。）の契約職員のうち日雇契約職員に関し必要な事項を定めるものとする。

(雇用手続)

第2条 理事長は、日雇契約職員を採用する場合には、国立研究開発法人産業技術総合研究所組織規程（26規程第72号。以下「組織規程」という。）第3章及び第5章に規定する組織等並びに組織規程第3章第2節に規定する本部組織に組織規則（26規則第6号）の定めるところにより置かれる部、室（コンプライアンス推進本部、企画本部及び部の下に置かれる室を除く。）、センター及びスクール（以下「部門等」という。）の長（以下「部門等の長」という。）に選考により採用予定者を決定させることができる。

2 部門等の長は、採用予定者を決定したときは、速やかに次の各号に掲げる事項について記載したその者の雇用計画を作成し、採用を理事長に申請しなければならない。

- 一 住所、氏名、生年月日及び性別
- 二 給与、雇用契約期間、就業の場所、従事する業務、始業時刻及び終業時刻、第6条第1項に規定する所定労働時間を超える労働（以下「時間外労働」という。）の有無、同条第4項に規定する休日の労働（以下「休日労働」という。）の有無、休憩時間並びに休日
- 三 その他必要な事項

3 理事長は、前項の申請を承認した場合は、当該採用予定者を採用するものとする。

(労働条件の明示)

第3条 理事長は、日雇契約職員を採用するときは、前条第2項第2号に掲げる事項及び次に掲げる事項（以下「労働条件」という。）を定めた書面（以下「労働条件通知書」という。）を採用予定者に交付する。

- 一 退職（解雇を含む。）に関する事
- 二 災害補償に関する事

(雇用契約期間の更新)

第4条 理事長は、日雇契約職員の雇用契約期間を、その雇い入れの日から1箇月を超えない範囲内で、日々更新することができる。ただし、当該雇用契約期間は、当該雇い入れの日の属する事業年度を超えることはできない。

(労働条件の変更)

第5条 部門等の長は、日雇契約職員の就業の場所、従事する業務、始業時刻及び終業時刻、時間外労働の有無又は休日労働の有無の変更が業務上特に必要であると認める場合は、速やかに当該日雇契約職員の雇用計画を作成し、労働条件の変更を理事長に申請しなければならない。

2 理事長は、前項の申請を承認した場合は、当該労働条件の変更に係る労働条件通知書を当該日雇契約職員に交付する。

(所定労働時間)

第6条 日雇契約職員の所定労働時間は、1日について7時間45分の範囲で労働条件通知書に定める時間とする。

2 日雇契約職員の勤務時間は、午前5時から午後10時までの範囲で、労働条件通知書に定める時刻とする。

3 休憩時間は、勤務時間の途中の1時間とし、労働条件通知書に定める時間とする。

4 休日は、1週につき1日以上とし、労働条件通知書に定める日とする。

5 理事長は、業務上必要がある場合は、労働条件通知書に別段の定めがある場合を除き、次の各号に掲げるところにより、日雇契約職員に時間外労働又は休日労働を命ずることができる。

一 労働基準法第36条第1項の規定による協定を締結したときは、その協定の定め

二 労働基準法第33条第1項の規定に該当する場合において、労働基準監督署長に対して所定の手続をしたときは、その規定の定め

(給与)

第7条 給与は時間給又は日給とし、労働条件通知書に定める額とする。

(給与の支給)

第8条 給与は、その全額を通貨で直接日雇契約職員に支払う。ただし、法令又は労使協定に基づき、給与の一部を控除して支払うことができる。

2 前項本文の規定にかかわらず、労使協定に基づき、日雇契約職員が希望する金融機関の本人名義の口座に振込みの方法によって支払うことができる。

(給与の支給日)

第9条 給与は、その全額を、日ごと又は雇用契約期間終了後に速やかに支払う。

(給与の即時払)

第10条 理事長は、日雇契約職員が死亡した場合において権利者から請求があったときは、速やかに給与を支払う。ただし、給与を受ける権利に係争がある場合は、この限りでない。

2 前項の権利者とは、死亡当時本人の収入により生計を一にしていた者のうち、次の順位とする。

一 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

二 子

三 父母

四 孫及び祖父母

五 その他これらに準ずる者

(勤務1時間当たりの給与額)

第11条 日給の場合の勤務時間1時間当たりの給与額は、第7条の給与の額を所定労働時間数で除して得た額とする。

(超過勤務手当)

第12条 日雇契約職員が時間外労働若しくは休日労働をした場合又は午後10時から翌日午前5時までの間(以下「深夜時間帯」という。)に勤務した場合には、超過勤務手当を支給する。

2 超過勤務1時間当たりの額は、日雇契約職員の時間給の額又は前条に規定する勤務時間1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる超過勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

一 時間外労働をした時間のうち、1日につき7時間45分又は1週につき38時間45分に達するまでの時間 100分の100

二 時間外労働をした時間のうち、1日につき7時間45分又は1週につき38時間45分を超えた時間 100分の125

三 休日労働をした時間 100分の135

四 深夜時間帯に勤務した時間 100分の25

(通勤手当)

第13条 日雇契約職員には、通勤手当を支給しない。

(給与の調整)

第14条 第7条の規定により給与を日給とした日雇契約職員が所定労働時間に達するまで勤務しないときは、当該日給の額を所定労働時間で除した数にその日の勤務時間を乗じて得た額を支給する。

(端数の取扱い)

第15条 第11条に規定する額、第12条第2項に規定する超過勤務1時間当たりの額、前条に規定する額及び次項後段に規定する額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときはこれを1円に切り上げるものとする。

2 第7条の規定により給与を時間給としたとき又は前条の規定に該当するときの日雇契約職員の日々の勤務時間(時間外労働をした時間、休日労働をした時間及び深夜時間帯に勤務した時間を除く。)に1時間未満の端数がある場合は、その端数が15分未満のときは零と、15分以上45分未満のときは30分と、45分以上1時間未満のときは1時間として計算するものとする。この場合において、端数が30分のときの給与額は、時間給又は第11条に規定する勤務1時間当たりの給与額の2分の1とする。

3 日雇契約職員の一の雇用契約期間の時間外労働をした時間、休日労働をした時間又は深夜時間帯に勤務した時間のそれぞれの合計に1時間未満の端数がある場合は、30分未満は切り捨て、30分以上は1時間に切り上げるものとする。

(予算措置)

第16条 日雇契約職員の雇用に必要な一切の経費は、当該日雇契約職員の属する部門等が負担

するものとする。

(部門等の長の責務)

第17条 部門等の長は、日雇契約職員の教育及び管理を適切に行わなければならない。

附 則 (17要領第2号)

この要領は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (18要領第1号・一部改正)

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (22要領第4号・一部改正)

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (22要領第130号・一部改正)

この要領は、平成22年10月1日から施行する。

附 則 (23要領第32号・一部改正)

この要領は、平成23年10月1日から施行する。

附 則 (24要領第61号・一部改正)

この要領は、平成24年10月1日から施行する。

附 則 (26要領第63号・一部改正)

この要領は、平成26年9月1日から施行する。

附 則 (26規程第71号・一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (27要領第74号・一部改正)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。